◎新潟県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年３月25日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　新発田津川線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市大栄町７丁目甲 291 番１から 同市諏訪町２丁目甲11番１まで	新	16.0～16.8メートル	273.8メートル
新発田市諏訪町２丁目甲 13 番１から 同市諏訪町２丁目甲11番１まで	旧	16.0～16.0メートル	15.4メートル

備考１　路線の起点を変更する区域変更

２　路線の重用

一部区間一般国道290号と重用